

西原町立小中学校電力供給業務 仕様書

1 需給対象

	施設名称	所在地	地点番号
1	坂田小学校	沖縄県中頭郡西原町字翁長627番地	10-1002-6129-0017-4150-0000
2	西原小学校	沖縄県中頭郡西原町字与那城353番地	10-1002-6006-0004-1140-0000
3	西原東小学校	沖縄県中頭郡西原町字嘉手苅90番地	10-1002-6125-0002-7180-0000
4	西原南小学校	沖縄県中頭郡西原町字安室123番地の2	10-1002-6079-0002-8130-0000
5	西原中学校	沖縄県中頭郡西原町字翁長238番地	10-1002-6153-0004-0120-0000
6	西原東中学校	沖縄県中頭郡西原町字小那覇308番地の1	10-1002-6019-0005-4270-0000

2 需給設備の概要

- (1)電 気 方 式 交流3相3線式
- (2)標 準 電 圧 6,000V
- (3)標 準 周 波 数 60Hz
- (4)予備送電サービス 無

3 契約電力・予定使用電力

別紙1のとおり。契約電力は直近の実績とし、予定力率は100%とする。
(令和6年10月1日から令和7年9月30日までの使用実績に基づくもの)

4 供給期間

令和8年3月1日から令和9年2月28日まで

5 需給地点

需給場所における当該地域を管轄する一般電気事業者の架空引込線と本町が施設した遮断機の電源側接続点とする。

6 電気工作物の財産分界点・保安責任分界点

需給地点と同じ。

7 検針日および計量

検針日は毎月1日とし、1日に検針を行うことができない場合は翌日以降に行うものとする。
計量は、計量器により記録された値によるものとする。

8 電力量の検針方法

一般送配電事業者の検針方法による。

9 電気料金の算定方法

(1) 料金の算定は1月(前月の計量から当月の計量までの期間をいう。)の使用電力量により算定するものとする。

(2) 電気料金は、次の①から④に掲げる料金を合算した額とする。

①基本料金 契約電力、基本料金単価及び力率を用いて次の算式により算出する。

・基本料金＝契約電力×基本料金単価×[(185－力率)/100]

②電力量料金 使用電力量及び電力量料金単価を用いて以下の算式により算出する。

・電力量料金＝使用電力量×電力量料金単価

③燃料費調整額 燃料費調整額は、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が採用する燃料費調整費単価を用いて以下のように算出する。

・燃料費調整額＝使用電力量×(±燃料費調整単価)

④再生可能エネルギー発電促進賦課金 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、当該地域を所轄するみなし小売電気事業者が定める電気需給約款による。

(3) 電気料金の算定に係る端数処理は、次の通りとする。

①契約電力の単位は1kWとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

②使用電力量の単位は1kWhとし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入する。

③力率の単位は1%とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入すること。

④落札後、実際に請求する際の各月の基本料金、電力量料金及び合計金額を計算するにあたっての1円未満の端数処理は、落札者の規定により行うこと。

※見積書の作成にあたっては、本仕様書に示す内訳書により算出すること。

10 電力料金単価調整

契約期間内に、社会的に単価調整の必要があると認められるときは契約時の電力量料金の単価を調整するものとする。

11 支払方法

1月ごとに、電気供給会社からの請求に基づき、当該請求書が適法であると認められる場合は、請求日の翌日から起算して30日以内にその電気料金を支払うこととする。

12 条件付解除

本電力供給は、翌年度以降において、歳入歳出予算におけるこの契約金額について減額又は削減された場合は、この契約を解除することができる。

13 その他

(1) 供給実施に際しての条件等詳細については、電力供給契約書等において定める。

(2) 契約期間中における予定使用電力量を契約年間電力量とし、年間の実績使用料が契約年間使用量に対し、一定の水準に達しない場合でも料金の追加請求を行わないこと。

(3) 価格の算定にあたっては、力率は100%とし、発電費用等に係る燃料価格変動の調整額及び電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は考慮しないこと。